

水質汚濁に係る農薬登録保留基準値（案）

今回基準値の設定を行う水質汚濁に係る農薬登録保留基準値（案）は次のとおりです（農薬登録保留基準については参考1を参照）。

農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第4号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成20年7月環境省告示第60号）を改正し、下表の農薬の成分の公共用水域における水質汚濁予測濃度について同表の基準値を新たに設定します。

なお、新たに設定する基準値は当該基準値を定める告示の公布の日から適用することとします。

農薬の成分	基準値
N, N' - [(メチルイミノ)ジメチリジン]ジ-2, 4-キシリジン（別名アミトラズ）	0.0066 mg/L
5-エチル-5, 8-ジヒドロ-8-オキソ[1, 3]ジオキソロ[4, 5-g]キノリン-7-カルボン酸（別名オキソリニック酸）	0.055 mg/L
4-ブromo-2-(4-クロロフェニル)-1-エトキシメチル-5-(トリフルオロメチル)ピロール-3-カルボニトリル（別名クロルフェナピル）	0.069 mg/L
(E)-2-(4-tert-ブチルフェニル)-2-シアノ-1-(1, 3, 4-トリメチルピラゾール-5-イル)ビニル=2, 2-ジメチルプロピオナート（別名シエノピラフェン）	0.1 mg/L
2-メトキシエチル=(RS)-2-(4-tert-ブチルフェニル)-2-シアノ-3-オキソ-3-(α , α , α -トリフルオロ- α -トリル)プロピオナート（別名シフルメトフェン）	0.24 mg/L
3-メシチル-2-オキソ-1-オキサスピロ[4. 4]ノナ-3-エン-4-イル=3,3-ジメチルブチラート（別名スピロメシフェン）	0.058 mg/L
(S)-1-アニリノ-4-メチル-2-メチルチオ-4-フェニルイミダゾリン-5-オン（別名フェンアミドン）	0.074 mg/L
	6.3 mg/L

(Z)-2-[2-フルオロ-5-(トリフルオロメチル)フェニルチオ]-2-[3-(2-メトキシフェニル)-1,3-チアゾリジン-2-イリデン]アセトニトリル(別名フルチアニル)	
3-ヨード-N'-(2-メシル-1,1-ジメチルエチル)-N-[4-[1,2,2,2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]-o-トリル}フタルアミド(別名フルベンジアミド)	0.045 mg/L
プロピル=(1RS,2SR)-(3-オキソ-2-ペンチルシクロペンチル)アセタートを10±2%含むプロピル=(1RS,2RS)-(3-オキソ-2-ペンチルシクロペンチル)アセタート(別名プロヒドロジャスモン)	0.37 mg/L
イソプロピル=[(S)-1-[[[(R)-1-(6-フルオロ-1,3-ベンゾチアゾール-2-イル)-エチル]カルバモイル]-2-メチルプロピル]カルバマート(別名ベンチアバリカルブイソプロピル)	0.18 mg/L
2,4,6,8-テトラメチル-1,3,5,7-テトラオキサシクロオクタン(別名メタアルデヒド)	0.058 mg/L
1-{3-クロロ-1-メチル-4-[(5RS)-5,6-ジヒドロ-5-メチル-1,4,2-ジオキサジン-3-イル]ピラゾール-5-イルスルホニル}-3-(4,6-ジメトキシピリミジン-2-イル)尿素(別名メタゾスルフロ)	0.071 mg/L